

雜誌

個人經營の事業を會社の
經營に移す一動機

(現行所得税法を改正せざるべからざる一理由)

關口健一 郎

個人經營の事業を會社經營に移す風潮は近來益々高くなつた様に思はれる。而して從來個人で經營した事業を會社經營に移すに至るは何故であるかと云へば、それは場合々々で種々であらう。或は事業擴張に要する資金を得るが爲めにするものもあらう。或は事業の失敗より來る財産上の損害を一定の範圍内に局限せんことを欲するが爲めにする者もあらう。而しまた現行制度の上で同一の事業を同一の資本で經營してもそれが個人で經營するよりも會社で經營した方が有利であるか、或は有利でないにしても同一の所得額に對する負擔に非常の相違があるとす

るならば、少くともその負擔の輕くなる方を選ぶのは人情上あり勝であつて、これがある事業を個人經營より會社經營に移す動機でないとは云へない。否これが有力なる動機である場合往々ありと信せらるゝのである。かの資本の大部分は一族の者より出資せしめて僅かに法律上の所要人數を充たす爲めに資本の極めて僅少の部分を他の人々而も自己の使用人たる者等に出資せしむるが如き場合は或は損失局限の爲でもあらうが、又この負擔輕減の動機が主たるものである、否この動機のみによるものであると云はれても致し方がないと思はるゝ場合もある。而し假にかゝる動機に出でたりとしても、これを法律上に非難する譯には行かぬ。何せならば如何に國民は國家の爲めにその所要の負擔をしなければならぬからとて、法律が負擔に輕重二種の道を設けた場合に、強ひて負擔の重き道を選ばなければならぬと云ふ義務は法律上には絶對にない。税法が第三種の所得としては一〇萬圓の負擔を命ずる所得額も第一種所得としての負

擔は五萬圓ですむ様に規定があるときに、何もわざ／＼強ひて重き負擔を爲す方法を探るべき法律上の義務ありとは云へない。ましてや少し皮肉の様ではあるが租税は如何に巨額を納むるも精々貴族院の多額納税議員の互選資格を得て當選すれば貴族院に列し得ると云ふのが關の山で別に褒賞せらるゝでもなくまた褒賞せらるべき譯のものでもない。而し個人事業を會社經營に移した爲めにのみ軽減し得た租税の差額でもこれを災害の救助や學校の設置やその他の公共又は慈善事業に出捐でもすれば國家は奇特なりとして勳章もやれば又は爵位もやる、よしやそこまでは行かないにしても何かと褒賞を與へ、世間からは賞辭を浴びせられるのだからたまたつたものではない。相率ひて負擔軽減の方法をとるのは已むを得ざる必然の狀勢と云はなければならぬ。されば今現行租税法の中で個人經營と法人經營とによりて最も負擔に輕重の差を生ずと認めらるゝ所得税法に就て負擔輕重の工合がどうかと見ようと思ふのであるが。現行所得税

法の規定によれば同一所得金額でありながら、個人が企業主で即ち第三種所得として課税せらるゝのと、法人が企業主で即ち第一種所得として課税せらるゝのとは非常に差がある。また同じ第一種所得でも甲の税率を適用せらるゝ者即ち合名會社、合資會社又は株主の數二十人以下の株式會社、株主及社員の數二十人以下の株式合資會社の場合と乙の税率を適用せらるゝ場合即ち前段に列擧せざる法人の場合とでは非常に相違がある。これを一目に瞭然ならしむる爲めに左に所得金額とこれに對する第三種、第一種甲及第一種乙との税金を各別に掲げて見よう。

所得金額	税		
	第三種	第一種甲	第一種乙
千圓	三〇	三〇	三〇
二千圓	六〇	六〇	六〇
三千圓	九〇	九〇	九〇
五千圓	一五〇	一五〇	一五〇
七千圓	二一〇	二一〇	二一〇
一萬圓	二七〇	二七〇	二七〇
一萬五千圓	三三〇	三三〇	三三〇

二萬圓	1100	1100	1100	六十萬圓	127500	127500	127500
三萬圓	3000	3000	3000	七十萬圓	127500	127500	127500
五萬圓	5000	5000	5000	八十萬圓	127500	127500	127500
七萬圓	7000	7000	7000	九十萬圓	127500	127500	127500
十萬圓	11000	11000	11000	百萬圓	127500	127500	127500
二十萬圓	17000	17000	17000				
三十萬圓	23000	23000	23000				
四十萬圓	29000	29000	29000				
五十萬圓	35000	35000	35000				

そこで尙一層吞込よらうにこれを同一所得額に對する税金の多少の順序で排列して見れば第二表の如くである。

所得金額	最高	次位	最低
二千圓	第一種乙	第一種甲	第三種
三千圓	第一種乙	第一種甲	第三種
五千圓	第一種乙	第一種甲	第三種
七千圓	第一種乙	第三種	第一種甲
一萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲
一萬五千圓	第一種乙	第三種	第一種甲
二萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲
三萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲
五萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲
七萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲
十萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲
二十萬圓	第一種乙	第三種	第一種甲

三十萬圓	第三種	五,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	五,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	二,〇〇〇,〇〇〇
四十萬圓	第三種	一〇,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	五,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	三,〇〇〇,〇〇〇
五十萬圓	第三種	一五,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	五,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	四,〇〇〇,〇〇〇
六十萬圓	第三種	二〇,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	五,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	五,〇〇〇,〇〇〇
七十萬圓	第三種	二五,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	二,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	六,〇〇〇,〇〇〇
八十萬圓	第三種	三〇,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	三,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	七,〇〇〇,〇〇〇
九十萬圓	第三種	三五,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	四,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	八,〇〇〇,〇〇〇
百萬圓	第三種	四〇,〇〇〇,〇〇〇	第一種甲	五,〇〇〇,〇〇〇	第一種乙	九,〇〇〇,〇〇〇

本表によれば所得金額三千圓までは第三種の税金が最少額であるが所得金額一萬圓に達すると第三種の税金は第一種乙の税金と共に最高額となつて、それより先は常に第三種の税金が最高の地位を占める。而して第一種乙の税金は所得金額一萬圓までは常に最高の地位を占めるが一萬五千、二萬、三萬圓の處では次位に下り、五萬圓からは常に最低の地位を占めることとなり。第一種甲の税金は所得金三千圓までは次位五千圓から三萬圓までの處では最低を占め五萬圓から先は常に次位を占めることとなるのである。これによれば所得金額が一萬圓から以上は第二種所得が常に最高の負擔をなし、五萬圓か

ら以上は第一種甲が常に次位で第一種乙が常に最低の負擔をすると云ふことが明かである。さすれば所得金額一萬圓を越ゆる所得を生ずる事業は個人經營にするのが最も高い所得税を負擔することになるのだから、これ以上の所得を生ずる規模の事業は個人經營より會社經營に移さるるのは營利事業經營者の心理状態から見て蓋し必然の勢であるし、また所得金額五萬圓以上を生ずる事業を會社組織で經營する場合に株主や株主及社員の数を故意に二十一人以上ならしむるのも蓋し必然の勢であらう。而しかくの如くその負擔に相違があるとしてもその相違が僅かな額であるならば、それは強ひ

て種々の工夫をするにも及はぬと云ふことにな
るうけれども、その相違が大なれば大なるだけ
種々の細工を施す面倒を厭はぬ様になると思は
れる。そこで所得金額と税金とがどう云ふ割合
であるかを見れば次の如くである。

所得金額	第三種税金ノ所得 高ニ對スル割合	第一種甲 上	第一種乙 上
千圓	千分ノ三〇	同	同
二千圓	同	千分ノ四五	千分ノ七五
三千圓	同	四五	七五
五千圓	同	四一、七弱	同
七千圓	同	五三	同
一萬圓	同	六二強	同
一萬五千圓	同	七五	同
二萬圓	同	九二弱	同
三萬圓	同	一〇五	同
五萬圓	同	一二七弱	同
七萬圓	同	一七四、二	同
十萬圓	同	一七二、五餘	同
二十萬圓	同	一九四、五	同
三十萬圓	同	一二三、二五	同
四十萬圓	同	一五四、八三	同
五十萬圓	同	二六六、一二五	同
六十萬圓	同	二七二、九	同
七十萬圓	同	二七七、四餘	同
八十萬圓	同	二八〇、六四餘	同
九十萬圓	同	二八三、〇八餘	同
百萬圓	同	二八四、九三餘	同
同	同	二八六、四五	同
同	同	一六三、二五	同
同	同	一六三、二五	同

本表によれば如何に所得金額と税金との割合
に第三種所得たると第一種甲たると第一種乙た
るとによりて相違があるか々判明するのであ
る。されば所得額の大なる事業が個人經營より
法人の經營に移り、而も株主の數、又は株主及
社員の數が二十人を超ゆる組織を致して遂行せる
法人の手に移る所以の一面の理由が判明するの
である。

乍併假令かくの如き經營者の異なるが爲めに、
所得税の負擔に相違があるとしても、法人より
受くる配當金が更に第三種所得の一構成要素と
なるものであるならば、個人經營の事業を法人
の經營に移す前述の理由は消滅するかも知れ
ぬ。否その規定の如何によつては、却りて反對
の現象を呈さぬとも限らぬ。而し我が國の現行
所得税法はその法律によりて所得税を課せられ
た法人より受くる配當金と割賦賞與金とは第三
種所得より除外すると規定してあるのである。
以上説明した様に經營者が個人たると法人たる
とによつて現在の如く負擔に非常の差異を生ず

る制度は果して適當のものであろうか。我が國の現狀はかくまでにして法人組織で事業を經營することを獎勵するを必要とするのであろうか。國運の發展は國家の諸施設に費用を多々益々要するのである。國民は國家に必要な費用を負擔するのは當然であると共に法制は宜しく出來得る限り負擔の均等を得せしむる様に制定せられなければならぬものと思ふ。(大正七年十月二十八日記)。